

平成19年8月3日(金曜日)第2回臨時会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 総務局長
片桐久志	総合政策課長	秋場元	総合政策課 財務室長
安孫子政一	農林課長		

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成 19 年 8 月第 2 回臨時会

議事日程第 1 号

第 2 回臨時会

平成 19 年 8 月 3 日（金曜日）

午前 9 時 30 分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

” 2 会期決定

” 3 諸般の報告

（ 1 ）第 83 回全国市議会議長会定期総会の報告について

” 4 全国市議会議長会表彰状伝達

” 5 寒河江市選挙管理委員及び補充員の選挙について

” 6 報告第 5 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

” 7 議案説明

” 8 質疑

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成19年第2回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様に申し上げます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進中に合わせ、会議における服装について決定しております。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において 4 番工藤吉雄議員、16番川越孝男議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成19年第2回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る7月31日午前9時30分から、議会第2会議室において、委員6名全員出席し、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し協議いたしました。

会期につきましては本日1日間とし、会期等についてはお手元に配付しております日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第2回臨時会日程

平成19年8月3日(金)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
8月3日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、表彰 状伝達、選挙管理委員及び補 充員の選挙、議案上程、同説 明、質疑、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

第 83 回全国市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

全国市議会議長会表彰状伝達

伊藤忠男議長 日程第 4、全国市議会議長会表彰状伝達であります。

去る 6 月 19 日、東京日比谷公会堂において開催されました第 83 回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から佐竹敬一前議員が議員歴 20 年の特別表彰を受けられました。

佐竹敬一前議員に対しましては、6 月 29 日、議長室において私から伝達いたしておりますので御報告申し上げます。

寒河江市選挙管理委員及び補充員の選挙について

伊藤忠男議長 日程第 5、寒河江市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

最初に、寒河江市選挙管理委員の選挙を行います。

まず、選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。川越議員。

川越孝男議員 今、議題となっています、寒河江市選挙管理委員及び補充員の選挙についてでありますけれども、実は、議運での選挙についての説明された資料もいただきました。

それによりますと、もちろん法に基づいて、これまでも寒河江市では議長において人選をし、会派代表者会議に諮って、そしてその後に議会運営委員会で協議を経て本会議において議長から指名と、こういうふうな経過をたどってきておったわけであります。

しかし今回は、議会運営協議会で事を進めるといふふうなことになるようにありますけれども、このことについて私は、きょうこれから選挙するのはいいんですけれども、この進め方について意見を申し上げておきたいというふうに思うんです。

というのは、従来のように議会で選挙しなければならないわけですが、指名推選の方法をとってきたと（「議長、それは違うよ」の声あり）、ちょっと、いいんです。（「違うって」の声あり）いいんです。（「議運の協議会で確認してるんだから」の声あり）従って、そのことを言うんです。それで、（声あり）ちょっと待って……本議場では発言しているわけですから、議長の許可を得ているわけです。それで、（声あり）ちょっと聞いてください。議長が人選をして、議員の声を聞くというふうな形、会派代表者会議で。これは、今は18名の議員の声を聞いて、そしてそれに基づいて今度は議会の進め方は議運で日程を決めるといふふうなことで、これでいいんですけれども、これを議運で、協議会ですとなるといふと、人選の部分は議案の中身です。従って、事前審査になる問題があるということが一つです。

それからもう一つは、従来、前回ですと無会派という部分があったわけがありますけれども、24人のうちの4人、19%の声を聞く場がありました。今現在は、18名中5名、27.7%の意見を聞く場、これがなくなっているという、こういう観点から、ぜひ次回からは配慮をしていただきたい。

そうでないという、議運の協議会では多数決でそういうふうになって進んでいるようでありまして、今回のこれは、議運の協議会で進んでいるということは議案の中身に入り込むわけですから、議運というのはあくまでも日程や何かを決める場です。議事の進め方。

したがって、そういう意味では、議長が人選をし、議会の意向をまとめるという意味では、今であれば18名の議員の意向を聞く場というのが絶対に必要だといふふうに思いますので、このことを指摘をしておきます。

伊藤忠男議長 ただいまの意見としてお聞きしておきます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名は、議長において行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

先般の議会運営委員会の協議結果に基づき、指名いたしたいと思います。

事務局長に朗読させます。鹿間事務局長。

鹿間 康事務局長 それでは、私から、敬称を省略し朗読いたします。

片桐久之、昭和13年1月14日生まれ、寒河江市元町2丁目2番地の4。田中輝子、昭和13年6月6日生まれ、寒河江市幸田町5番地の8。佐藤頼子、昭和16年5月10日生まれ、寒河江市大字寒河江字古河江31番地の16。安孫子慶吉、昭和16年11月26日生まれ、寒河江市大字八楯572番地の6。以上でございます。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、寒河江市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が寒河江市選挙管理委員に当選されました。

次に、寒河江市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

まず、選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名は、議長において行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

先般の議会運営委員会の協議結果に基づき指名いたしたいと思います。

事務局長に朗読させます。鹿間事務局長。

鹿間 康事務局長 私から、敬称を省略し朗読いたします。

兼子昭一、昭和18年7月14日生まれ、寒河江市大字白岩777番地。児玉憲司、昭和21年12月20日生まれ、寒河江市西根2丁目4番5号。尾形賢美、昭和23年7月12日生まれ、寒河江市大字日田523番地。伊藤志保子、昭和26年12月26日生まれ、寒河江市小沼町126番地。以上でございます。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を寒河江市選挙管理委員補充員の当選人と定め、補充の

順序についてはただいま氏名を読み上げた順とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が寒河江市選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充の順序は氏名を読み上げた順によることに決しました。

ただいま寒河江市選挙管理委員及び補充員に当選されました方に対し、会議規則第32条第2項の規定により告知することにいたします。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 6、報告第 5 号を議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告第 5 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年 5 月 9 日に、大字寒河江字北江地内の農道において、通行車両が路肩に放置されたコンクリートブロックに衝突しタイヤ等が破損した事故について示談を行うに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げるものであります。以上です。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第 8、これより質疑に入ります。

報告第 5 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 内容の大筋はわかりますけれども、具体的な部分でお尋ねをします。

その、旗を立てるコンクリの台というのは、どういう、何のためのもので、どこが管理をしていたものなのか、そして、その当時旗が立っていたのか、用向きが終わった後も放置されていたのか、なども含めてお聞かせをいただくと同時に、今後の再発防止策としてどういう対策をとられているのかお尋ねをいたします。

伊藤忠男議長 農林課長。

安孫子政一農林課長 お答えします。

当時の状況でありますけれども、まず一つは台ですけれども、のぼり旗を立てるような既製品の台が二つありまして、それで、当時そのまま路肩にあったというようなことで、旗は設置されておりました。

それから、だれが管理をしておったかということなんですけれども、その後、こちらの方でも調べてみたんですが、市の方ではないということで、あとは状況をいろいろ見てみたんですけれども、だれが設置したものはわからないというふうな状況であります。

それから、今後の対応でありますけれども、特に交通量の多い幹線農道、それから農道等については、見回りの方をさらに強化をしながら、そしてまた、地元の関係者、それから市民の方からの情報等もいただきながら安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

平成 19 年 8 月第 2 回臨時会

閉 会 午前 9 時 4 7 分

伊藤忠男議長 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成19年第2回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 工 藤 吉 雄

会議録署名議員 川 越 孝 男